

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 (26202)	
地域名 (地域内農業集落名)	八雲・神崎地区 (蒲江・油江)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 23日 (第 1 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、地域の主要農地は、ほ場整備を行っている。
ほ場整備区域外の農地については、個人で稲作と野菜を中心に耕作を行っている。
有害鳥獣による被害が多く、担い手の耕作意欲が減退し遊休農地の増加が懸念される課題がある。

（２） 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備完了後は、ほ場整備エリア内の農地は全て地区外からの担い手に集約を行う。
ほ場整備区域外の農地については、個人で管理できる範囲で継続していく。
栽培作物については、ほ場整備エリアは稲作を中心に耕作を行う。ほ場整備以外の農地については、一般野菜のほか、落花生など地域の土質を生かした作物を栽培を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.76 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.76 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を利用して耕作意欲のある担い手や若い担い手へ農地の集約化を進める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
地域内の主要農地を農地中間管理機構に積極的に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
（３）基盤整備事業への取組方針
地区内の主要農地は現在ほ場整備事業に取り組んでおり、完了後は農道・水路の維持管理を行っていく。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農を検討しており、地域住民の営農参加を図る。 また、各種交付金を活用し、地域内の優良農地の保全管理等を行っていく。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
将来的には模索、検討していきたい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣の出没が多く、被害が増える場合は檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。

⑦多面的交付金を利用して、地域内農地の保全に努める。